

# 重要なお知らせ

(平成 26 年 5 月)

一般財団法人 日本産業技能教習協会

<http://www.kyousyu.org>

## 事業場に 1 名 <安全推進者> が必要となります。

平成 26 年 3 月 28 日付 の基発 0328 第 6 号通達により、国が事業者に対して安全の担当者（安全推進者）の配置等を求めていくとするガイドラインが示されております。

この通達により、安全管理者、安全衛生推進者の選任が義務付けられていない第三次産業等の業種に「安全推進者」の配置が求められてまいります。

とりわけ、

**飲食店**、**小売業**、**社会福祉施設** の 3 業種では、上記取組みについて、重点的なガイドライン運用が求められております。

さらに、常時使用する労働者が 50 人を超える事業場等においては、選任する安全推進者については、「安全衛生推進者養成講習」を修了した資格者が望ましいと示されております。

当協会は、登録安全衛生推進者等養成講習機関（東京局第 30 号）として、この「安全衛生推進者養成講習」を定期的を開催しておりますので、ここにご案内申し上げます。

関係各位の皆様におかれましては、対象者への当該講習のご受講推進をお願い申し上げます。

なお、従来どおり、下記業種に該当し**常時勤務する従業員が 10 人以上 50 人未満の事業所**では、事業者は安全衛生推進者の選任義務があります。（法第十二条の二、安衛則第十二条の三）

安全衛生推進者の選任が必要な業種：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

- - ご 案 内 - -

### 1：開催日時

平成 26 年 6 月 16 日（月）～17 日（火） 10：00～16：00（5h×2日）

### 2：会場

一般財団法人 日本産業技能教習協会 神田教室  
（東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 6F）\* JR 山手線神田駅徒歩 3 分

### 3：定員、申込締切

50 名（6/1 までのお申込みをお願いします）\*但し、定員なり次第受付終了です

### 4：受講料

1 名あたり 16,200 円（教材費込み）

### 5：申込方法

受講予約書に必要事項を記入し、当協会神田本部（03-3254-8405）に FAX 送信下さい。  
折返し、正式な受講申請書を郵送にて送付申し上げます。  
（お電話は TEL03-3254-8404）

